

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p>3. 20. 2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金 意見 25</p> <p>○補助金の負担割合について</p> <p>(公財) 盛岡地域地場産業振興センターは、地方公共団体としては盛岡市のほか岩手県、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、及び紫波町を構成団体としており、これらの地域を地場産業の対象として事業を行っているが、補助金を交付しているのは盛岡市だけである。地域内の市町村において盛岡市の負担が大きくなることは理解できるが、他の市町村による補助金がないことには疑問が残る。補助金の必要性が認められるのであれば盛岡市だけでなく関係している自治体に対し補助金の負担をして頂くよう対応を求めることも検討すべきと考える。</p>	<p>補助金の負担について、他の構成団体市町村に対し対応を求めることを検討してまいります。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助金については、目的や対象事業、対象経費などを勘案し、必要性を認め、令和元年5月に開催された他の構成団体市町村との会議において、補助金の負担について提案しましたが、盛岡地域地場産業振興センターの利用実態は本市が大半を占め、他市町の利用が僅少であることから、補助金の負担についてはこれまでどおり本市が負担していくこととしました。</p> <p>(ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。